船橋市一般廃棄物収集運搬業許可業者搬入車輌空車重量登録方法に関する基準

(目的)

１．許可業者が各清掃工場に搬入する一般廃棄物(事業系廃棄物)の重量を正確に把握するため実施する。

(計量時期)

２．登録車輌は、１月から３月までの間で市が設定した期間内の、南部清掃工場の搬入日（昼間）に、年１回空車重量の計量を実施し、翌年度の重量とする。ただし、新たに空車重量の登録をする場合はこの限りではない。

(対象車輌)

３．許可車輌の塵芥車のみ（平ボデー・フックロール車及びダンプ車等を除く。）とする。

(計量方法)

４．南部清掃工場において、工場への搬入が終わり洗車した後に１回計量する。なお、計量に当っては、次の条件の元に行うものとする。

（1）1名乗車の状態

（2）燃料は、満タンの状態

(空車重量)

５．空車重量は計量した重量から、30kg を減じた重量とする。ただし、4t パッカー車を超える車輌はこの限りではない。

(調査票)

６．空車重量調査票に基づき行うものとする。

(附則)

この基準は、平成２０年７月２５日から実施する。
この基準は、平成２２年１月４日から実施する。
この基準は、平成２９年３月１４日から実施する。
この基準は、令和２年１月３１日から実施する。
この基準は、令和６年３月１日から実施する。
この基準は、令和７年２月１日から実施する。